

土地改良事業計画変更概要書

第1章 目的及び理由

農業従事者の高齢化が進み、区画整理が不十分な本地区では、農作業が困難になっており、担い手への農地集積・集約化が進まない状況である。

そこで、区画整理を行うことで農地集積・集約化を進めるための条件を整備し、農業生産法人の新規参入により農地の効率的かつ有効的な利用を展開し、農産物の生産拡大と農業経営の安定化を図る。また、今後の地域の活性化において、農業生産法人による経営や、従来の稲作中心から野菜などの園芸作物の導入により新規認定農業者の参入を誘引し、収益性の高い農業経営基盤の確保を目指す。

なお、今回の計画変更は、事業区域の変更及び事業費の変動があったため行うものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

()は変更前 [単位:ha]

所在	東広島市河内町戸野								
地積	田	畑	山林	原野	その他	5条7項	5条6項	計	備考
	(27.4)	(0.3)			(-)		(1.3)	(29.0)	
	28.4	0.3			0.0		1.5	30.2	

2. 地域の現況

(1) 地形

本地区は、東広島市の中心地から北東約10kmに位置し、標高190～240m程度の二級河川沼田川沿いの農振農用地区域である。

(2) 土壌及び土性

土壌は、強グライ土(D34)の壤土還元型、灰色土(F52)の壤土型、灰褐色土(G63)の壤土マンガン型、礫質土(K93)の壤土マンガン型の4種類からなり、土性は、礫質土である。

(3) 気象

本地区の気候は、東広島市の北部に位置することから比較的冷涼で、年間平均気温13.2℃、年間降水量は1、504mmの地域である。

(4) 水利状況

取水は、主に二級河川沼田川の井堰、渓流水及びため池から行っており、排水は、河川への自然排水である。既設水路は、用排兼用が多く老朽化している。

(5) 営農状況

()は変更前

区分	農家 戸数 (戸)	農家 人口 (人)	内訳		一戸当たり		備考
			販売 (戸)	自給的 (戸)	田 (ha)	畑 (ha)	
東広島市	(3,995)	(9,293)	(1,330)	(2,665)	(0.8)	(0.1)	
	3,055	6,728	673	2,382	1.2	0.1	
受益地	(63)	(189)	(1)	(62)	(0.4)	(0.0)	
	62	189	1	61	0.5	0.0	

(6) 地域環境の概況

東広島市は、長い歴史と伝統に恵まれた自然環境を背景に社会基盤や産業基盤の整備を進めているほか、内陸部の山々や瀬戸内海の多島美を望む海岸線まで市域が広がり、歴史・文化等の多くの地域資源がある。人口の増加や宅地開発などにより、周辺環境への影響は徐々に懸念される状況となっている。

本地区は、東広島市田園環境整備マスタープランにおいて、「環境創造区域や環境配慮区域」に指定されており、水田や河川環境も豊かな地域となり、計画地周辺では、29種における希少種が指定されている。その中でも、ニホンイシガメやアカハライモリ、ヒメヒカゲ、オオタニシなどの動物をはじめ、植物においても湿地性の植物が指定されている。このため、工事の施工前から随時確認を行い、必要に応じて工法検討を行う必要がある。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

()は変更前

地区名	工 種	数量及び規模	備考
戸野	整 地 工	(24.8) A=25.6 ha	
	道 路 工	L=3.2 km W=4.0~5.0m	
	用水路工	L=2.1 km KF200~500mm	
	排水路工	L=2.0 km KF200~500mm、DF800*600mm	
	用排水路工	L=1.6 km KF300~500mm DF600*600~DF800*600mm	
	暗渠排水工	A=11.6 ha φ 50~100mm	

2. 環境配慮にかかる計画

施工中は河川等へ汚濁水を流出させないよう、河川汚濁防止工の施工により、配慮を行う。また、希少種指定されている動植物については、17種の確認があり、この中でも直接的に影響が懸念される種は13種となっている。これら影響種において、生息域や生育地の崩壊が懸念される種については、近隣となる地区外への移動・移植を検討しているほか、地域内環境の維持から、生物の定着を誘引する工法など検討を行っている。

第4章 工事又は管理の要領

事業により創設される道路・水路は、東広島市河内町戸野土地改良区が取得し、改良区の規定により管理する。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業により基盤の整備を行い、もって農用地の集団化を図るため、換地計画により公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属、公定のため換地計画を樹立する必要がある。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査に基づく登記が完了している土地(国土調査法第19条第5項の指定を含む)にあつては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とし、これ以外の土地にあつては、広島県の行う実測による地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

地区名	区分 地帯別、グループ別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔 の取扱い
戸野	地目別集団化 (水稻・普通畑)	母地集団化方式	概ね2団地	移動畦畔

(3) 非農用地換地の方法

地区名	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面積 ㎡	換地の手法	その他
戸野		該当なし			
計					

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

事業による増価額を従前の土地の交付対象面積に比例して配分する。

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

()は変更前

[単位: ㎡]

換地区	区分 種類	公 用 公 共 用 地					
		国有地	県有地	市有地	計	その他	合計
戸野	道路			(11,251.50) 12,702.98	(11,251.50) 12,702.98		(11,251.50) 12,702.98
	水路			(2,020.80) 1,928.90	(2,020.80) 1,928.90		(2,020.80) 1,928.90
合計				(13,272.30) 14,631.88	(13,272.30) 14,631.88		(13,272.30) 14,631.88

第6章 費用の概算

(¥630,000,000)

(¥30,000,000)

¥1,021,650,000

—(うち地方事務費

¥48,650,000

—を含む。)

第7章 効用

()は変更前 [単位:千円]

区分 効果項目	年総効果額	年増加所得額	備考
作物生産 効果	(5,694) 5,370	(17,328) 9,335	
営農経費節 減効果	(40,250) 46,591	(40,250) 46,591	
維持管理節 減効果	(△ 388) △ 426	(△ 388) △ 426	
国産農産物安 定供給効果	(2,314) 934	(-) -	
計	(47,870) 52,469	(57,190) 55,500	

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙のとおり